

(24) 競技役員海外派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、外国協会の派遣要請を受けて、本会から審判長、審判員などの競技役員を派遣する場合の事項について定める。

(派遣者の決定)

第2条 本会は派遣要請の内容を吟味して、ふさわしい資格者を派遣する。派遣に当たっては、関係する委員会が大会の性格、本人の技量、実務経験、貢献度、研修意欲、派遣経歴、希望意思などを公正に判断し、決定する。

委員長は派遣者が決定した後すみやかに担当常務理事経由にて専務理事あて提出し、承認を受けなくてはならない。

(費用負担)

第3条 関係する委員会が該当者を選出・推薦して派遣する場合、派遣者の負担金は、A地域に派遣される場合は5万円、B地域に派遣される場合は10万円とし、これを超える費用（往復航空運賃、航空税、滞在費）を本会が負担する。但し、本人の事情で付加した費用は負担しない。

A：東アジア、東南アジア

B：オセアニア、南アジア、西アジア、中東アジア、

ヨーロッパ、北アメリカ、中南米、アフリカ

2 外国協会の派遣要請を受けて、前項とは別に選出・推薦の手続きなしに原則として希望者全員が派遣される場合（ボランティア派遣）、派遣に関わる費用は派遣者自身が全額負担するものとする。但し、要請の内容を検討して本会が費用の一部を負担することがある。

3 派遣要請先から渡航費等の負担申し出がある場合、その差額を返還する。

(保険)

第4条 派遣者には、出発日を起点として、本会を受取人とする海外障害保険を付加し、保険料は本会がこれを負担する。但し、保険金の限度は、死亡10,000千円、疾病・障害各1,000千円を限度とする。なお、原則として本会が受け取った保険金は、本会より本人または遺族に全額支給される。

(報告書の作成)

第5条 派遣者が帰国した場合には「出張報告書」を作成のうえ、2週間以内に委員長、担当常務理事を経由して、専務理事あてに提出しなくてはならない。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。